

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和7年5月23日(2025.5.23)

【公開番号】特開2023-84157(P2023-84157A)

【公開日】令和5年6月16日(2023.6.16)

【年通号数】公開公報(特許)2023-112

【出願番号】特願2023-72213(P2023-72213)

【国際特許分類】

C 08 L 33/12(2006.01)

10

C 08 K 5/101(2006.01)

C 08 F 20/14(2006.01)

【F I】

C 08 L 33/12

C 08 K 5/101

C 08 F 20/14

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月15日(2025.5.15)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メタクリル酸メチルと、ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物とを含む、単量体組成物。

【請求項2】

メタクリル酸メチルと、ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物とを含む単量体組成物であって、

ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物の合計含有量が、前記単量体組成物の総質量に対して、5質量ppm以上である、単量体組成物。

【請求項3】

メタクリル酸メチルと、ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物とを含む単量体組成物であって、

ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物の合計含有量が、前記単量体組成物の総質量に対して、50質量ppm以上である、単量体組成物。

【請求項4】

メタクリル酸メチルと、ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物とを含む単量体組成物であって、

ピルビン酸メチル及び2-メチル酪酸メチルのうち少なくとも1つの化合物の合計含有量が、前記単量体組成物の総質量に対して、100質量ppm以上である、単量体組成物。

【請求項5】

アクリル酸エステルをさらに含有する、請求項1～4のいずれか1項に記載の単量体組成物。

【請求項6】

前記アクリル酸エステルが、アクリル酸メチル、アクリル酸エチル、及びアクリル酸n-ブチルからなる群より選択される少なくとも1つの化合物である、請求項5に記載の单

50

量体組成物。

【請求項 7】

前記アクリル酸エステルが、アクリル酸 n - ブチルである、請求項 5 に記載の単量体組成物。

【請求項 8】

イソ酪酸メチル及びプロピオン酸メチルのうち少なくとも 1 つの化合物をさらに含有する、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の単量体組成物。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の単量体組成物を含む重合性組成物 (X 2) をラジカル重合してなる、メタクリル系樹脂組成物。 10

【請求項 10】

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の単量体組成物を含む重合性組成物 (X 2) をラジカル重合するラジカル重合工程を含む、メタクリル系樹脂組成物の製造方法。

20

20

30

40

50